

シェアリング・エコノミーの法規制 - 消費者保護の立場から -

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

シェアリング・エコノミーとは

シェアリング・エコノミーとは何か




- 「シェアリング・エコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス
- 貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用できるというメリットがある。

総務省「平成27年版情報通信白書」より

事例名称	実施主体	時期	概要
Airbnb	Airbnb (米国)	2008年8月開始	保有する住宅や物件を宿泊施設として登録し、貸し出しできるプラットフォームを提供するWEBサービス。190か国超の34,000超の都市で100万超の宿が登録されている*2。
Uber	Uber (米国)	2010年6月開始	スマートフォンやGPSなどのICTを活用し、移動ニーズのある利用者とドライバーをマッチングさせるサービス。高級ハイヤーを配車するUber、低価格タクシーを配車するuberX、既存のタクシーを配車するUberTAXIなどのサービスを提供。
Lyft	Lyft (米国)	2012年8月開始	スマートフォンアプリによって移動希望者とドライバーをマッチングするサービス。Facebookのアカウントか電話番号でログインして利用する。移動希望者とドライバーがお互いに評価を確認してから、乗車が成立する*3。
DogVacay	DogVacay (米国)	2012年開始	ペットホテルの代替となるペットシッターの登録・利用が可能なプラットフォームを提供するWEBサービス。
RelayRides	RelayRides (米国)	2012年開始	使用されていない車を、オーナーからスマートフォンアプリを通じて借りることができるサービス。米国内の2,100以上の都市及び300以上の空港で利用できる。
TaskRabbit	TaskRabbit (米国)	2011年7月開始	家事や日曜大工等の作業をアウトソーシングするためのウェブサービス。
Prove Trust	Prove Trust (米国)	2014年開始	シェアリング・エコノミーにおける貸主と借主の信頼関係を一括で管理できるウェブサービス。

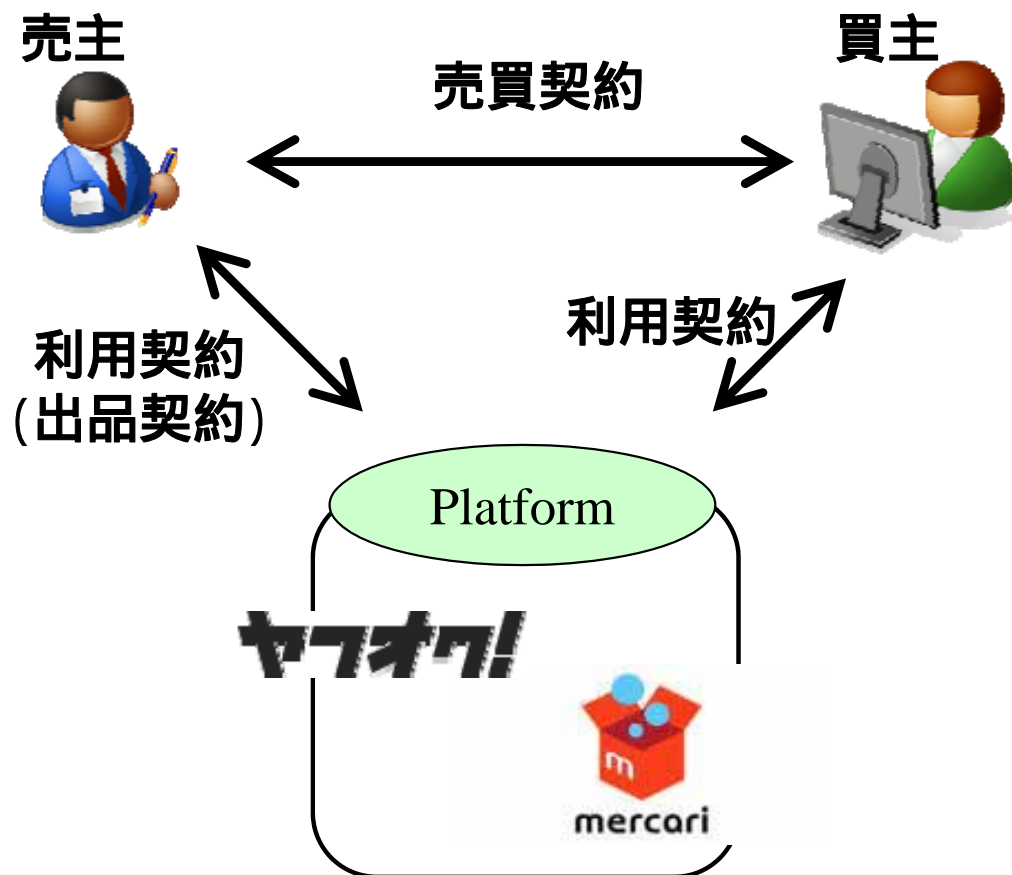
総務省「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究」(平成27年)より

シェアリング・エコノミーとは何か

- シェアリング・エコノミーの事業者の中には、自分たちのサービスを「マッチング・プラットフォーム」という人がいる。

- 仕組み・制度としてみる場合には、この方が分かりやすい。ライドシェアのようなものは、貸し・借りではない。

- マatching・プラットフォームは、需要と供給のマッチングであり、様々なリソースの仲介がここに入ってくる。

- そういう見方をすれば、我々にとってもシェアリングエコノミー = マatchingプラットフォームは新しいものではない。

既存のマッチング・プラットフォーム

CtoCオークション・フリマアプリ 売ります・買います



□ 法規制の適用が想定される主体は以下のとおり

- 特商法 売主
- 景品表示法 売主
- 古物営業法 売主

□ プラットフォームは一定の条件下では、安全にプラットフォームを利用させる義務を負うことがある。

名古屋地判H20.3.28
名古屋高判H20.11.11

ソーシャルレンディング 貸します・借ります

投資家

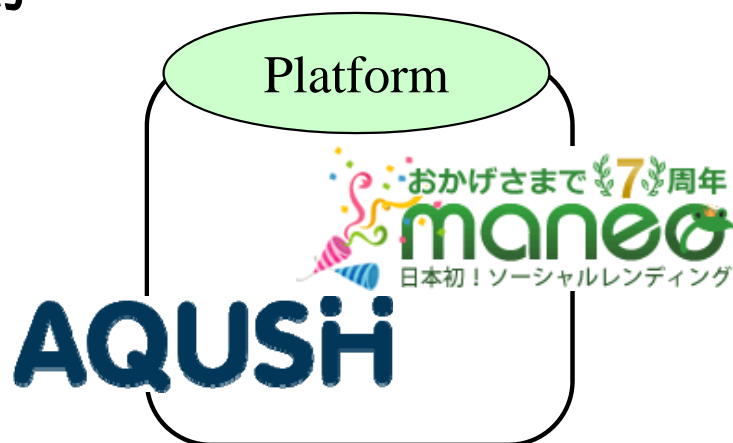


匿名組合
契約

借り手



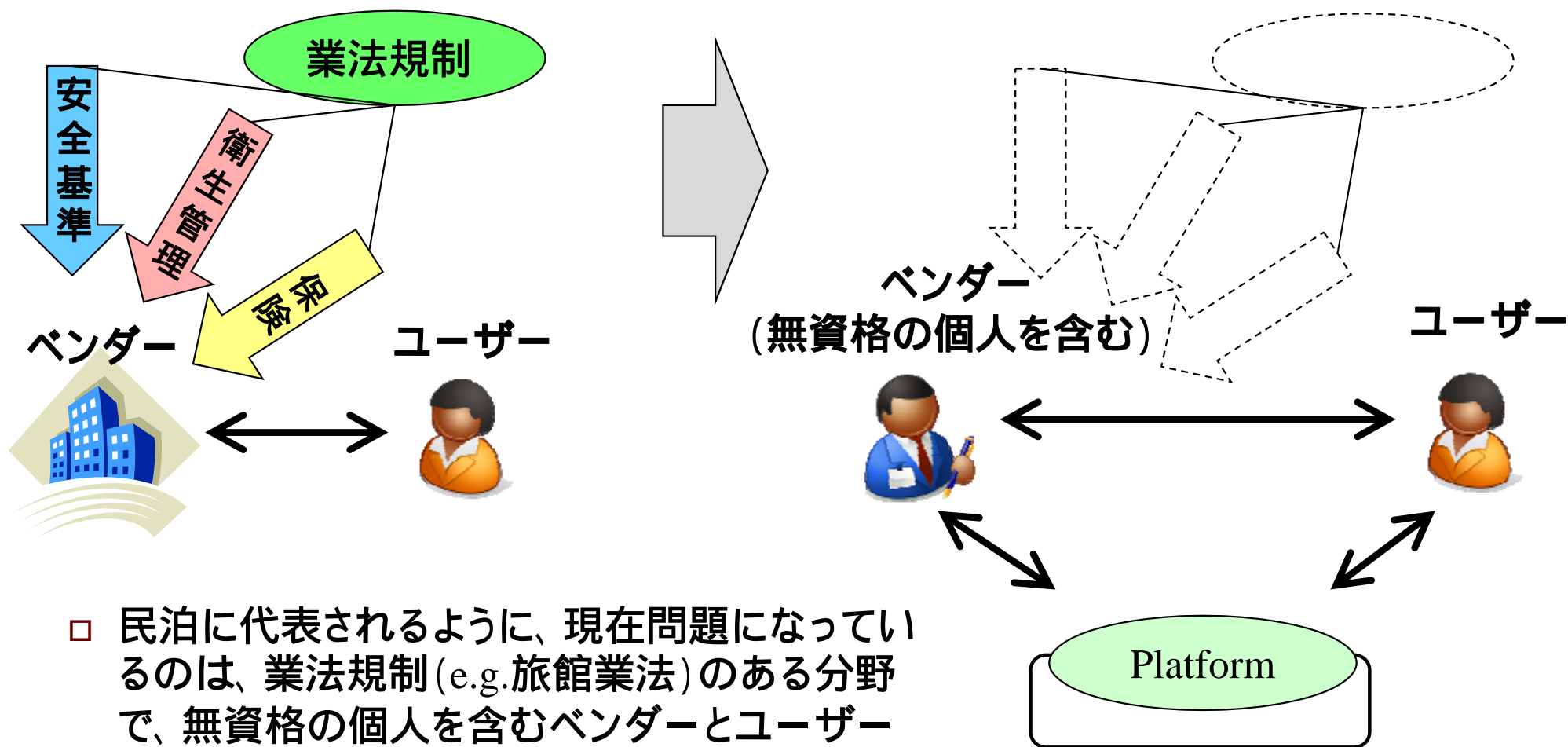
金銭消費貸借
契約



- 借り手は小規模事業者で、資金の用途は、運転資金や店舗立ち上げ資金
- 匿名組合は、投資家が営業者(PF)のために出資し、営業から生じる利益を分配する契約(商法535条)。
- 金銭消費貸借上の貸主はPFのみ(匿名組合には法人格はない)。
- 法規制の適用が想定される主体は以下のとおり
 - 貸金業法 PF
 - 出資法 元本保証がないため適用なし
 - 金融商品取引法 PF

シェアリング・エコノミーの課題

規制緩和していいか？ - ユーザーの安全安心 -



- 民泊に代表されるように、現在問題になっているのは、業法規制 (e.g. 旅館業法) のある分野で、無資格の個人を含むベンダーとユーザーを仲介するタイプのもの。

規制緩和していいか？ - ユーザーの安全安心 -

- 業法規制

民泊 旅館業法、 ライドシェア 道路運送法

- 規制緩和がなければ実現しないが、規制緩和については、業法規制によって実現していた安全性に関する懸念が生じる。



- 懸念の程度は、サービスによってまちまち。たとえば、医業、航空旅客運送などは、そもそもシェアリング・エコノミーに適さないのでは...

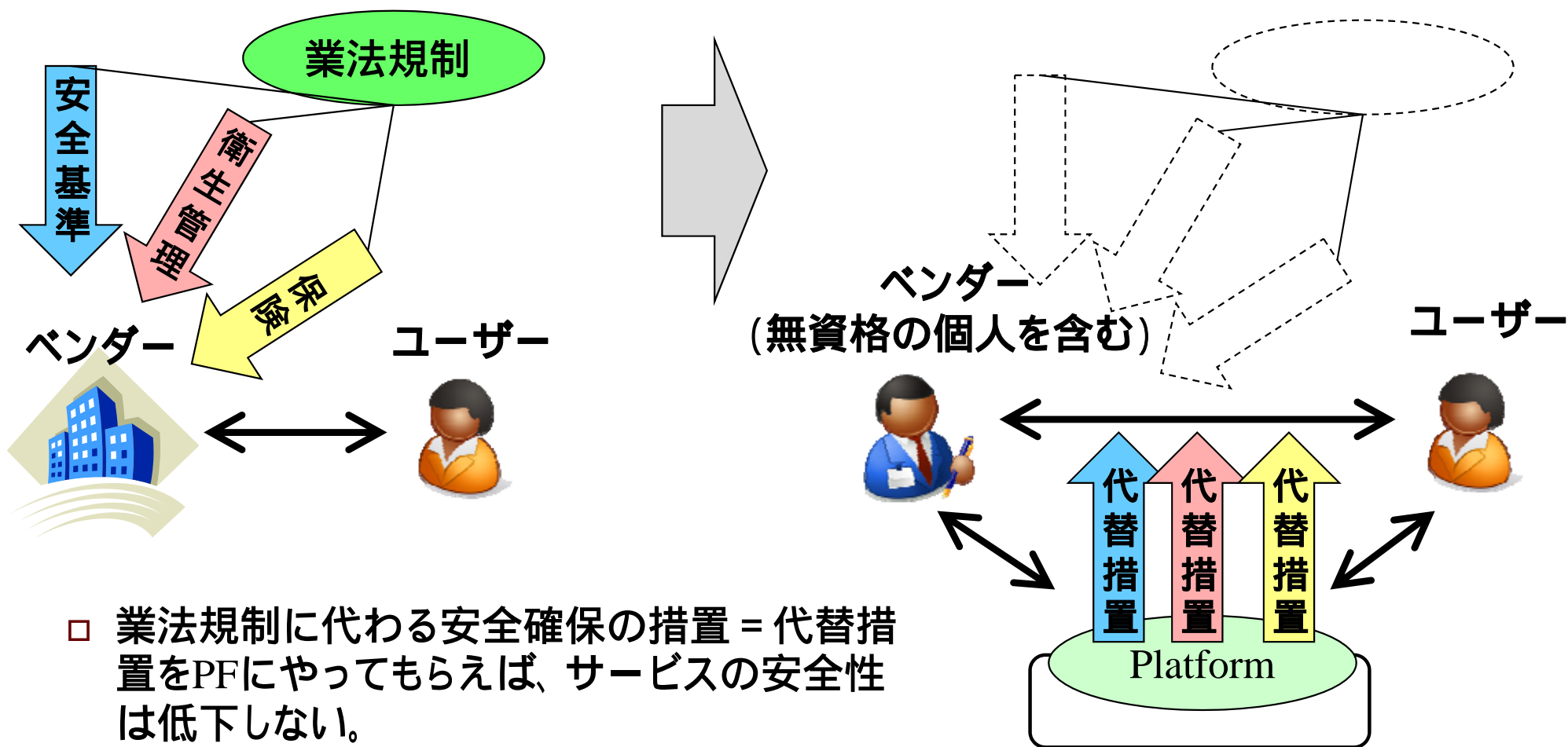


- 他方で、「ユーザー評価情報」の提供だけでもOKなものもあるかも(具体例を思いつきませんが)



- 一般的には、この中間のどこか、つまりサービスに応じたPFによる代替措置が必要ではないか。

規制緩和していいか？ - ユーザーの安全安心 -



規制緩和していいか？ - 周囲の迷惑・危険 -

- 業法は、ユーザーを保護するのみでなく、対象事業によって生じる周辺環境への悪影響も防止している。



- 規制緩和に際しては、ユーザーの安全のみならず、周辺環境への悪影響も考慮すべき場合あり。



- 特に「周辺」は、プラットフォームの外側にあるので、たとえば「ユーザー評価」のようなものは機能しない。

規制緩和した方がいい？

- 業法規制が消費者保護のために正しく機能しているか疑わしいケースあり。

【シェアリングエコミーに関する某政府会議】

委員：

大阪に出張するとホテル代が倍になったようで零細企業としては厳しい、何か方策を考えておられますか？

旅館業団体の方：

草津まで40分で行けるわけです。朝早くの6時前から汽車は動いておりますからという情報がむしろ不足しているのであって、現実に今、大阪がとれないから和歌山、奈良、滋賀、この3つの旅館さん、ビジネスホテルも非常に喜んでおられます。稼働率が物すごく上がっています。

【タクシー特措法 - 上限・下限運賃の規制】

- 国が定めたタクシー運賃の幅(たとえば大阪府は初乗り2km¥660～¥680)より安い運賃で営業している事業者が、国に対し、運賃変更命令などの行政処分を出さないよう求めた仮処分事件が多発
- 複数の裁判所で、事業者の請求を認めて、国の行政処分を差し止め。

朝日新聞DIGITAL 2015/1/7

「国による強制値上げ、高裁も差し止め MKタクシー運賃」
産経WEST 2015/1/7

「格安タクシーを支持！運賃の強制値上げ、大阪高裁¹³も差し止め命令」

規制緩和した方がいい？


- 業法規制が、消費者保護よりもむしろ既存事業者の保護に用いられる場合がある。



- そのような場合には、規制緩和して競争関係にあるPFを参入させた方が消費者にとって有利。



- また、露骨に既存事業者の保護に用いられる場合でなくとも、古い法律で現状に合っていないような場合には、適切な消費者保護の機能を果たさないことがある。



まとめ

- 業法規制が正しく消費者保護を提供しているか
- サービスの性質に照らして適切な代替措置をPFが持っているか

の2点から、消費者にとって安全、便利な選択肢を選ぶことができるはず。

ありがとうございました
